

土地を所有・管理されている皆様へ

## 注意！あなたの土地が狙われています。

～ 産業廃棄物の不法投棄に巻き込まれないために～

「使っていない土地を整地してあげるので貸してほしい」などと提案され、第三者へ土地を貸したことにより、廃棄物が不法に投棄されたり、資材置き場として貸していた土地に、建築廃材などの産業廃棄物を、大量に堆積したまま連絡が取れなくなり、廃棄物が放置されるといった事例が発生しています。

このような場合は、土地を所有・管理されている方の責任で廃棄物の処分を行い、その場所の清潔を保つこととなりますので、土地の貸し借りは、慎重に行いましょう。



### 防止策

～ 被害に遭わないため～

**NO!**  
不法  
投棄

- ▶ 土地への囲いや、バリケード、センサーライトを設置するなど、管理されている土地であることをアピールする。
- 所有・管理されている土地は、定期的に見回り、草刈り等を実施し、清潔にすることで不法投棄されづらい状況にする。
- 土地の貸し借りの際には、必ず書面での契約を行い、借主の身分や業務内容などを確認する。
- 資材置き場などの用途でも廃棄物を持ち込ませない、外部から見えないような囲いはしない等、禁止事項を明確化する。
- 廃棄物を保管させる場合は、保管量の条件を設けるなど、被害を最小限とする対策を行う。
- 当初の目的と異なる使われ方をしている場合は、すぐに借主に事情を聴き、是正を求める。

産業廃棄物を保管する場合には、届出が必要な場合があります。詳細は廃棄物指導課までご相談ください。

ご相談は、

- 廃棄物指導課 適正指導班 電話：042 - 769 - 8358
- 津久井クリーンセンター 電話：042 - 784 - 2711

